

新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱いについて

12歳からのワクチン接種が始まったことを受けて、金沢市教育委員会より指示がありました。大浦小学校では、ワクチン接種のために学校を欠席する等の場合、下記の指示に準じて対応しますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

記

1 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱い

(1) 児童生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い

児童生徒が医療機関等でワクチンの接種を受ける場合には、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に、校長が「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをする。

(2) 副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱い

副反応であるかに関わらず、接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときには、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取る。(欠席とはしない)

また、発熱等の風邪の症状以外があった場合には、児童生徒や保護者から状況を聴取し、校長において適切に判断する。

2 ワクチン接種に関する証明書の提出について

金沢市立学校として、証明書の提出は求めない。